

災害事例

潜水作業における安全対策

潜水作業中の災害



【災害発生】

〈その1〉

この災害は、ダム内に堆積した土砂等の浚渫工事で開かなくなった取水ゲートを潜水士が潜水し点検中に発生した。

取水ゲートが30cm程開放したところで、それ以上開かなくなったことから、Aがゲートの状況を点検するため、ゲートを開放したままで潜水し点検していたところ、地上でAへの送気とゲートの開閉操作をしていたBと水中のAとの連絡が取れなくなった。

このときAへの送気量も減ったことから、Bは元請の担当者に連絡したが、その後、駆けつけた別のダイバーが、ゲート付近でマスクが外れ溺死しているAを発見した。

〈その2〉

老朽化したブイの撤去工事で、海岸から約350m、海底約60mに設置されているコンクリートブロック（ブイの重り約75トン）を吊上げるワイヤーロープを取付けるため3名の潜水士が潜水し、作業船に取付け完了の連絡があったが、その後連絡が途絶え3名が死亡した。

この災害の発生状況及び災害発生原因については所轄労働基準監督署等で調査中ですが、潜水業務については次のこと等に留意して安全に作業を行ってください。

【免許が必要です】

- ・潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは

手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務は潜水士免許を受けた者であること。（安衛法第61条）
【潜水時間が定められています】

- ・事業者は、厚生労働省令に定める作業時間の基準に反して、潜水業務に潜水作業員を従事させてはならない。（高圧則第27条）

【監視するための者が必要です】

- ・事業者は、潜水作業員に携行させたボンベからの給気を受けさせるときは 潜降直前に、潜行作業員に対し潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知らせること 潜水作業に異常がないかどうかを監視するための者を置くこと。（高圧則第29条）

【浮上の速度等が定められています】

- ・事業者は、潜水作業員に浮上を行わせるときは、浮上の速度は毎分10m以下とすること。（高圧則第31条第1項）

- ・事業者は、高圧則別表第二に定められた水深に達した時は同条に掲げる時間以上浮上を停止させること。（高圧則第31条第1項）

【さがり綱が必要です】

- ・事業者は、潜水業務を行うときは潜水作業員が潜降し、再び浮上するためのさがり綱を備え、これを潜水作業員に使用させなければならない。（高圧則第33条第1項）

- ・事業者は、さがり綱には水深ごとに水深を表示する布等を取り付けておかなければならない。（高圧則第33条第2項）

【潜水器具の潜水前点検が必要です】

- ・事業者は、潜水業務を行う時は、潜水前に潜水器、圧力調整器の潜水器具を点検し、危険のおそれがあると認められた時は修理等の必要な措置を講じなければならない。（高圧則第34条第1項）

【潜水設備を定期的に点検が必要です】

- ・事業者は、潜水業務を行う時は次の設備等に対し期間ごとに点検し、危険のおそれがあると認められた時は修理等の必要な措置を講じなければならない。水深計：1月、水中時計：3月、ボンベ：6月

【元方等との連携が重要です】

- ・事業者は、元請け事業者等の現場責任者を中心に、作業の内容及び作業方法等について綿密に連携し十分に打ち合わせを行い、また作業の進行状況を適切に把握すること。